

## 高額医療合算介護（予防）サービス費

介護保険と医療保険の両方の自己負担額を合計して、1年間の自己負担額が上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

### ◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（上限額）

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方 がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の方 がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療 を受ける方(主に75歳以上 の方) がいる世帯
課税所得 690万円以上	212万円	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※食費、居住費、差額ベッド代などについては、自己負担額に含みません。